

自動車NOx・PM法に基づく自動車使用管理計画関係の届出については、原則電子申請・届出システムの利用をお願いしています。電子申請用の入力シートでは排出ガス基準別の台数が自動算出されます。

また、電子申請は、原則24時間365日受付が可能なほか、紙資源の使用もありませんので、利便性以外に環境負荷の低減というメリットもあります。

「2022（令和4）年度度分の実績報告書提出期限」

2023年6月30日（金）

〔新たに特定事業者に該当することとなった場合は、該当することとなった日から3ヶ月以内に計画書を提出してください。〕

## ステップ1

申請書の送信までをご案内します。

・・・・ 1ページ

- (1) 電子申請用入力シートの作成
- (2) 電子申請・届出システムにアクセス
- (3) 実績報告書（新規の場合は計画書）の送信

## ステップ2

・・・・ 10ページ

- 送信後の手続きについてご案内します。
- (1) システムからのメール受信
  - (2) 審査状況の確認

(参考)実績報告書等の提出窓口・お問い合わせ先

・・・・ 11ページ

「電子申請・届出システムに係るヘルプデスクのご案内」

電話番号: 0120-464-119 (平日午前9時から午後5時。年末年始を除く。)

愛知県環境局地球温暖化対策課

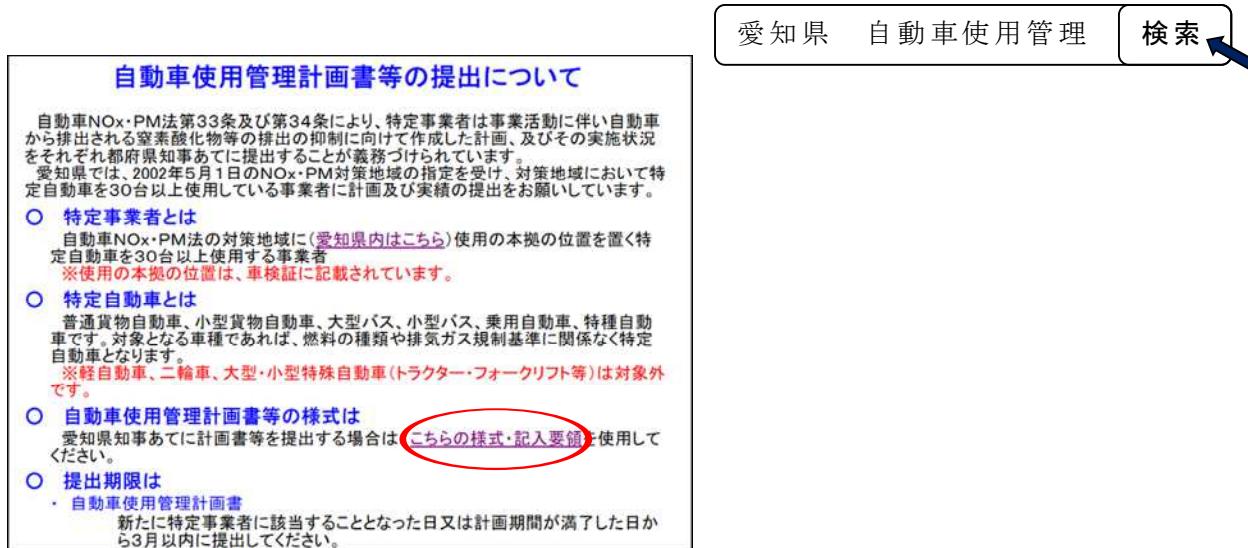
## 電子申請・届出システムで提出（ステップ1）

### ～申請書の作成から送信まで～

事務の流れ	(1)電子申請用入力シートの作成	1ページ
	→(2)電子申請・届出システムにアクセス	4ページ
	→(3)実績報告書(新規の場合は計画書)の送信	5ページ

入力シートの入手や送信については全てインターネットを利用します。それぞれ該当のWebページへのアクセスが必要になりますが、「自動車使用管理計画書等の提出について」のWebページ画面にリンクが貼ってありますので、以下の事務の概要では、この画面を起点に説明をしていきます。

「自動車使用管理計画書等の提出について」のページを「お気に入り」等に入れておくと便利です。



愛知県 自動車使用管理 検索

**自動車使用管理計画書等の提出について**

自動車NOx・PM法第33条及び第34条により、特定事業者は事業活動に伴い自動車から排出される窒素酸化物等の排出の抑制に向けて作成した計画、及びその実施状況をそれぞれ都府県知事あてに提出することが義務づけられています。  
愛知県では、2002年5月1日のNOx・PM対策地域の指定を受け、対策地域において特定自動車を30台以上使用している事業者に計画及び実績の提出をお願いしています。

○ **特定事業者とは**  
自動車NOx・PM法の対策地域に([愛知県内はこちら](#))使用の本拠の位置を置く特定自動車を30台以上使用する事業者  
※[使用の本拠の位置は、車検証に記載されています。](#)

○ **特定自動車とは**  
普通貨物自動車、小型貨物自動車、大型バス、小型バス、乗用自動車、特種自動車です。対象となる車種であれば、燃料の種類や排気ガス規制基準に関係なく特定自動車となります。  
※[軽自動車、二輪車、大型・小型特殊自動車\(トラクター・フォークリフト等\)は対象外です。](#)

○ **自動車使用管理計画書等の様式は**  
愛知県知事あてに計画書等を提出する場合は[こちらの様式・記入要領](#)を使用してください。

○ **提出期限は**  
・ **自動車使用管理計画書**  
新たに特定事業者に該当することとなった日又は計画期間が満了した日から3月以内に提出してください。

図 A

〈WebページURL〉

<https://www.pref.aichi.jp/kankyo/ondanka/car/nox/keikaku/index.html>

## 事務の概要 (1)電子申請用入力シートの作成

入力シート様式は、毎年度更新します。

必ず最新版(Webページに掲載)をダウンロードして使用してください。

### ① 様式の入手(ファイルのダウンロード)

- 上記URLから「自動車使用管理計画書等の提出について」を表示
- 「○自動車使用管理計画書等の様式は」の「[こちらの様式・記入要領](#)」(上記図A参照)をクリック
- 「届出様式一覧」から必要なファイルをダウンロードし、パソコンに保存(次頁図B参照)

**自動車使用管理実績報告書(電子申請用)**

全ての対象事業者(初めて計画書を提出した翌年度から毎年6月末までに提出)

**自動車使用管理計画書(電子申請用)**

新たに該当となった場合や、計画期間が満了する等で新たに提出が必要な場合

**環境局届出様式一覧**

自動車NOx・PM法関係

○ マークをクリックするとファイルがダウンロードできます。  
○ 前回の報告以降に、社名変更や住所変更があった場合には、住所等変更届出書を提出してください。

項目	規制法令・条例別別	認名	様式名	ファイル
<b>計画書→ 新規事業者 又は必要な 年度のみ</b>	<b>自動車使用管理計画書 (電子申請用)</b>  <small>※001～004のファイルは圧縮されています。 いずれか1つをダウンロードし、使用してください。</small>	001<30台～200台>		
		002<201台～1000台>		
		003<1001台～2500台>		
		004<2501台～4000台>		
<b>実績報告書→ 全対象事業者 (新規を除く)</b>	<b>自動車使用管理実績報告書 (電子申請用)</b>  <small>※0022～0044のファイルは圧縮されています。 いずれか1つをダウンロードし、使用してください。</small>	0011<30台～200台>		
		0022<201台～1000台>		
		0033<1001台～2500台>		
		0044<2501台～4000台>		

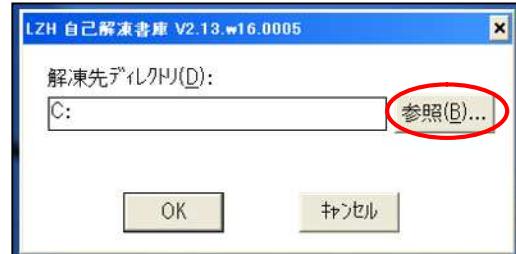
図 B

電子申請用ファイルは、入力できる台数に応じて複数ご用意しています。いずれも内容は全く同じで、少ない台数の場合にも多くの台数に対応したファイルを使用することは可能ですが、ファイルを開くときや、計算結果を反映させるのに時間を要しますので、必要最小限の台数に対応したファイルを使用することをお勧めします。

201台以上を入力する電子申請用ファイル（エクセル）は圧縮されています。一旦パソコンに保存してください。ダブルクリックすると解凍されます。

#### ※ ファイルの解凍について

- 解凍手順
- ① ハードディスクに保存した EXE ファイルを選択
  - ② ダブルクリック
  - ③ 解凍先を「参照」で指定（例：デスクトップ）
  - ④ 「OK」を選択→Excel に解凍



## ② 入 力

電子申請用ファイルは「入力要領」シートと「入力シート」から構成されています。入力に当たっては、必ず「入力要領」シートの内容に従い、「入力シート」の入力ゾーン（色付きのセル）へ入力ください。

#### ※ 実績報告書の入力シートにおける計算結果の主なチェックポイント

<b>特定自動車の状況合計 (AS列 18 行目)</b> <b>=自動車代替状況4年 度末台数</b> <b>(BZ列 38 行目)</b>	<b>合致しているか</b> <b>不一致原因(入力ゾーン)；ナンバーA、識別記号、車両総重量、 増・減区分の未入力や誤入力</b>
<b>燃料使用量</b>	<b>区分・単位の誤りや入力漏れはないか</b>

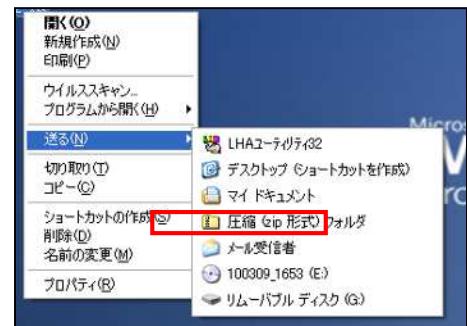
※ 計画書の入力シートにおける計算結果の主なチェックポイント

特定自動車の状況合計 (AX列 18行目) =代替計画提出時合計 (CA列 36行目)	合致しているか 不一致原因(入力ゾーン);ナンバーA、識別記号、車両総重量の 未入力や誤入力
--	--

- データサイズが3MB以上の場合は、圧縮(.zipもしくは.lzh等)して保存してください。

※ ファイルの圧縮について

圧縮手順 A (例; Windows10 で.zip に圧縮)  
① 入力済みファイルを選択  
② 右クリック  
③ 「送る」から「圧縮(zip 形式)フォルダ」を選択→.zip に圧縮  
☆圧縮ファイルの形式は.zip 以外でも可



圧縮手順 B (例; 圧縮・解凍ソフト(+Lhaca)を用いて.zip に圧縮)

パソコンにソフトが入っていない場合は、オンラインソフトを紹介する配布サイトから無料のソフト(+Lhaca、Lhaplus 等)を入手することもできます。配布サイトは「ZIP 圧縮」で検索してください。

- 配布サイトの圧縮・解凍メニューから「+Lhaca」のダウンロードを選択
- ファイルのアイコンをダブルクリックしてインストール完了
- デスクトップ上の+Lhaca アイコンの上に作成した Excel ファイルをドロップ→.zip に圧縮

- ☆ ソフトのダウンロードについては各自の責任下において行ってください。
- ☆ 上記は一例です。パソコンに圧縮・解凍ソフトが既に入っている場合はそちらをお使いください。
- ☆ .zip 以外の形式の圧縮ファイルでも結構です。



## 事務の概要 (2) 電子申請・届出システムにアクセス

- 「自動車使用管理計画書等の提出について」を表示
- 「○ 提出方法は」の「電子申請手続きはこちら」をクリック

**自動車使用管理計画書等の提出について**

自動車NOx・PM法第33条及び第34条により、特定事業者は事業活動に伴い自動車から排出される窒素酸化物等の排出の抑制に向けて作成した計画、及びその実施状況をそれぞれ都府県知事あてに提出することが義務づけられています。  
愛知県では、2002年5月1日のNOx・PM対策地域の指定を受け、対策地域において特定自動車を30台以上使用している事業者に計画及び実績の提出をお願いしています。

○ 特定事業者とは  
自動車NOx・PM法の対策地域に(愛知県内はこちら)使用の本拠の位置を置く特定自動車を30台以上使用する事業者  
※使用の本拠の位置は、車検証に記載されています。

○ 特定自動車とは  
普通貨物自動車、小型貨物自動車、大型バス、小型バス、乗用自動車、特種自動車です。対象となる車種であれば、燃料の種類や排気ガス規制基準に関係なく特定自動車となります。  
※軽自動車、二輪車、大型・小型特殊自動車(トラクター・フォークリフト等)は対象外です。

○ 自動車使用管理計画書等の様式は  
愛知県知事あてに計画書等を提出する場合は、こちらの様式・記入要領を使用してください。

○ 提出期限は  
・自動車使用管理計画書  
新たに特定事業者に該当することとなった日又は計画期間が満了した日から3月以内に提出してください。

・自動車使用管理実績報告書  
毎年度の実績報告書は、翌年度の6月末までに提出してください。  
2022年度(2022年4月1日～2023年3月31日)の実績  
→期限:2023年6月30日

○ 提出方法は  
・電子申請  
電子申請が利用できます。  
電子申請用ファイルの入力シートでは排出ガス基準別の台数が自動計算されます。  
是非電子申請をご利用ください。  
**電子申請手続きはこちら**

- 「地図から選択」の「愛知県」をクリック



あいち電子申請・届出システム

申請団体選択

お知らせ

【2020年12月01日】iPhoneでの電子署名について  
iOSバージョン14.2(iPhone)にて電子署名を行なうと、「エラーが発生しました(999.6.7.318854)」のメッセージが表示され、電子署名ができない事象が発生しています。※バージョン14.2では正常に動作することを確認済です。  
現在、原因を調査中ですので、御迷惑をおかけしますが、御理解をいただきありがとうございます。

【2020年1月21日】iPhoneでの電子署名の初期化に対応しました  
iPhoneからの申請において電子署名の利用が可能となりました。  
確認するの・ブラウザ等の接続について、下記URLをご覧ください。  
<https://www.aichi-e-archi.jp/help/PEPPAC/ta4-2.html#A5.1>

【2020年09月24日】Edgeでの電子署名の利用に対応しました  
Microsoft Edge での電子署名が行なえるようになりました。

【2018年07月01日】セキュリティ強化として既存の暗号化通信プロトコル「TLS1.2」以上の利用を推奨いたします。  
セキュリティ化のため、暗号化通信プロトコルTLS1.2の廃止化を実施しました。  
TLS1.2の廃止化に伴い、ガラクシーフォン及び一部のスマートフォン(android4.4以前またはiOS4以前)では、利用できなくなる場合があります。  
利用規約を確認いただき、TLS1.2への変更をお願いいたします。

【2016年02月2日】Windows10に対応しました。  
Windows10で使用できるブラウザとして、Microsoft Edge, Internet Explorer11に対応しました。  
その他推奨できるブラウザについては、下記URLをご覧ください。  
<https://www.aichi-e-archi.jp/help/PEPPAC/ta4-2.html#A1.2>

過去のお知らせ

地図から選択

扶桑町 江南市 大山市  
一宮市 大口町 小牧市 春日井市  
岩倉市

愛知県 愛知県警察

これ以降の作業についてご質問等がある場合は、下記へお尋ねください。

☆電子申請・届出システムのシステム操作に関するお問合せ先(コールセンター)  
電話番号: 0120-464-119 (平日午前9時から午後5時。年末年始を除)

## 事務の概要 (3) 実績報告書(新規の場合は計画書)の送信

### ① 利用者登録

※登録しなくても申請は可能ですが、登録しておくと、過去の申請状況が一覧表示できるなど、便利です。以下には、利用者登録した場合を仮定しています。

- ・電子申請・届出システムのトップ画面から「利用者登録」ボタンをクリック(図C)
- ・利用規約を確認後、問題がなければ「同意する」ボタンをクリック(図D)
- ・法人または個人を選択し「利用者ID(メールアドレス)」を入力(図E)

図 C

図 D

利用者が一定期間(730日)ログインしない場合、登録情報すべてを削除いたします。

<利用規約>  
○○電子自治体共同運営システム(電子申請サービス) 利用規約  
1. 目的  
この規約は、○○電子自治体共同運営システム(電子申請サービス)（以下「本システム」といいます。）を利用して○○県及び○○県内の市町村（以下「機関団体」といいます。）に向け、インターネットを通じて申請、届出及び請求、イベント申込みを行う場合の手続きについて必要な事項を定めるものです。  
2. 利用規約の同意  
本システムを利用して申請、届出等手続を行うには、この規約に同意していただくことが必要です。このことを了承する場合は、同意するボタンをクリックしてください。本システムを利用される場合は、この規約に同意されるものとみなされます。同意の場合は、本システムをご利用いただくことになります。  
3. 利用者ID・パスワード等の登録・変更及び削除  
本システムを利用して申請、届出等手続を行う場合は、利用者たる本人が利用方法に従い利用登録を行うことができるものとします。  
「同意する」ボタンをクリックすることにより、この規約に同意いただいたものとみなします。  
登録した情報は当サービス内でのみ利用するものであり、他への転用・開示は一切行いません。

上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。

同意する

図 E

- 登録したメールアドレスに [pref-aichi@s-kantan.com](mailto:pref-aichi@s-kantan.com) からメールが届きます。
- メールに記載されたURLにアクセスし、必要情報を入力して、「確認へ進む」ボタンをクリック(図F)
- 入力内容を確認後、「登録する」ボタンをクリック(図G)。
- 「一覧へ戻る」ボタンをクリック(図H)

図 F



以下の内容で登録してよろしいですか？

利用者区分	法人
利用者ID	ondanka@pref.aichi.lg.jp
担当者名(フリガナ)	アイチ タロウ
担当者名	愛知 太郎
法人名(フリガナ)	アイチケン
法人名	愛知県
代表者名(フリガナ)	オオムラ ヒデアキ
代表者名	大村 秀章
郵便番号	4600001
住所	愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
電話番号	052-954-6217
FAX番号	052-954-6217
メールアドレス1	ondanka@pref.aichi.lg.jp
メールアドレス2	

各種通知メールを受信したいメールアドレスを登録できます。  
※携帯電話のメールアドレスの場合、迷惑メール対策等の受信拒否設定により、受取れない可能性がありますので、携帯の設定をご確認ください。

図 G



以下の内容で登録してよろしいですか？

利用者区分	法人
利用者ID	ondanka@pref.aichi.lg.jp
担当者名(フリガナ)	アイチ タロウ
担当者名	愛知 太郎
法人名(フリガナ)	アイチケン
法人名	愛知県
代表者名(フリガナ)	オオムラ ヒデアキ
代表者名	大村 秀章
郵便番号	4600001
住所	愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
電話番号	052-954-6217
FAX番号	052-954-6217
メールアドレス1	ondanka@pref.aichi.lg.jp
メールアドレス2	

図 H



利用者登録完了

利用者: 愛知県さまを登録しました。

## ② 手続き検索

- 手続き名に「自動車使用管理」と入力し、「検索」をクリック(図 I)

図 I

手続名	登録開始日時	登録終了日時
自動車使用管理計画書	2015年04月01日 00時00分	随時
住所等変更届出書(自動車使用管理計画書記載箇項)	2015年04月01日 00時00分	随時
自動車使用管理実績報告書	2015年04月01日 00時00分	随時

## ③ 申請手続きを選択

- 「自動車使用管理実績報告書(最新)」(新規の場合は「自動車使用管理計画書」)を選択(図J)
- 利用者IDとパスワードを入力し、「ログイン」ボタンをクリック(図K)

図 J



新規の場合のみ →

全対象事業者 →

社名、所在地や主たる事業場の名称、所在地に変更があった場合は「住所等変更届出書」をご提出ください。

図 K



- ・利用規約を確認後、問題がなければ「同意する」ボタンをクリック(図L)

図 L

本システムを利用して申請・届出等手続を行うためには、この規約に同意していただく必要があります。このことを前提に、構成団体は本システムのサービスを提供します。本システムをご利用された方は、この規約に同意されたものとみなします。何らかの理由によりこの規約に同意することができない場合は、本システムをご利用いただくことができません。なお、閲覧のみについても、この規約に同意されたものとみなします。

3 利用者 ID・パスワード等の登録・変更及び削除  
本システムを利用して申請・届出等手続を行う場合は、利用者たる本人が利用方法に従い利用者登録を行うことができるものとします。

(1) 利用者登録を行う際は、利用者 ID・パスワード、氏名・住所、その他の必要な事項を本システム上で登録してください。  
(2) 住所、氏名、メールアドレス等に変更があった場合は変更手続を行ってください。  
(3) 本システムは、利用者が登録したメールアドレスへURLを送信します。利用者は、メールに記載されているURLにアクセスすることで、本登録を行います。  
(4) 利用者登録にて登録された情報は、構成団体にて管理されます。  
(5) 利用者は、登録した利用者情報を使用しなくなった場合に削除をすることができます。

4 利用者 ID・パスワード等の管理

「同意する」ボタンをクリックすることにより、この規約に同意いただけたものとみなします。  
登録した情報は当サービス内でのみ利用するものであり、他への転用・開示は一切行いません。

上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。

[一覧へ戻る](#) 同意する

#### ④ 申請

- ・手続き申込画面へ必要事項を入力
- ・入力後、下段にある「別紙様式の提出方法」のファイル添付にチェック
- ・下段の「参照」ボタンをクリック(図M)
- ・(1)で作成したエクセルファイルを添付

図 M

別紙4のとおり

通信欄

入力文字数: 0 / 200

別紙様式の提出方法 \*

ファイル添付 確認

郵送

その他

別紙様式の提出方法でファイル添付を選択した場合は添付してください▲

別紙様式の提出方法でその他を選択した場合は入力してください▲

■別紙様式と郵送について  
別紙様式については、本計画書の手続き説明画面から様式をダウンロードし、必要事項を入力の上、ファイルを添付して送信してください。  
ただし、ファイル容量の合計が3MB未満にないようお願いします。(それを超える場合は、送信できない場合があります。)  
また、郵送等による場合は、申込完了後に表示される受理番号を提出書類に記入し、受付窓口に提出してください。

- ・本社(本社が県外の場合、県内の主たる事業所)の所在地を所管する「提出先」([p.11](#)を参照してください。)をプルダウンにより選択し、「確認へ進む」ボタンをクリック(図N)

図 N

■別紙様式と郵送について

別紙様式については、本計画書の手続き説明画面から様式をダウンロードし、必要事項を入力の上、ファイルを添付して送信してください。  
ただし、ファイル容量の合計が3MB未満にないようお願いします。(それを超える場合は、送信できない場合があります。)  
また、郵送等による場合は、申込完了後に表示される受理番号を提出書類に記入し、受付窓口に提出してください。

提出先 \*

地球温暖化対策課

確認へ進む

※入力中の申込データをパソコン一時保存します。一時保存した申込データを再度読み込みます。

[申込データの一時保存](#) [一時保存した申込データの読み込み](#)

- ・入力内容を確認後、「申込む」ボタンをクリック(図〇)

図〇

■特定自動車に係る自動車排出温室効果ガス・自動車排出粒子状物質の排出量  
■特定自動車の低公害車等への代替・特定自動車に対する排出ガス低減装置の装着の状況  
■特定自動車に係る適正運転の実施等・特定自動車の走行量の削減のための措置の状況

通信欄

別紙様式の提出方法  
別紙様式の提出方法でファイル添付を選択した場合は添付してください  
別紙様式の提出方法でその他を選択した場合は入力してください

別紙様式と郵送について

提出先 大気環境課地球温暖化対策室

PDFプレビュー

※PDFファイルは一度パソコンに保存してから開くようにしてください。

入力へ戻る 申込む

## ⑤ 整理番号を確認

- ・申請については整理番号で整理されます。結果通知、問合せも番号で特定します。

## ⑥ ログアウト

- ・トップ画面の「ログアウト」ボタンをクリック

## 電子申請・届出システム（ステップ2）

### ～審査状況を確認する～

事務の流れ (1)システムからのメール受信→(2)審査状況を確認

→申込内容照会の「処理状況」により

「処理待ち」⇒ 審査中

「完了」⇒ 手手続き完了

## 事務の概要

### (1)システムからのメール受信

送信された申請については、審査を経て必ず結果通知が送信されます。

登録いただいたメールアドレスにシステムから審査結果通知の到着メールが届いたら(2)の手続きへお進みください。

(申請が集中している場合は審査に時間を要することがあります。)

なお、メールアドレスはトップ画面の右上の「利用者情報」で随時、登録・変更できます。

### (2)審査状況の確認

- 電子申請・届出システムにログインし、「申込内容照会」ボタンをクリック（図P）
- 一覧から該当の申請の「処理状況」列を参照（図Q）

※「処理状況」が完了になる前であれば、申請の修正または取り下げが可能です。

図 P

図 Q

整理番号	手続名	問い合わせ先	申込日時	処理状況	操作
605790358920	自動車使用管理実績報告書	環境部大気環境課自動車環境グループ	2015年3月4日15時	完了	<a href="#">詳細</a>

## ▼▼実績報告書等の提出窓口・お問い合わせ先▼▼

実績報告書及び計画書の提出先は市町村により異なります。下記を参照してください。

なお、計画書提出後、転居等により住所等変更届を提出し、提出先の機関から所管が変更された連絡があった場合、または、新たに特定事業者に該当することとなった場合は、本社（本社が県外の場合は、県内の主たる事業所）の所在地を所管する機関が提出先となります。

提出先機関名	本社（本社が県外の場合は、県内の主たる事業所）の所在地	住所	電話
環境局 地球温暖化対策課	名古屋市	〒460-8501 名古屋市中区三の丸 3-1-2	052-954-6217 (ダイヤルイン)
東三河総局県民環境部 環境保全課	豊橋市、豊川市、蒲郡市	〒440-8515 豊橋市八町通5-4	0532-35-6112 (ダイヤルイン)
尾張県民事務所 環境保全課	一宮市、瀬戸市、春日井市、 犬山市、江南市、小牧市、 稻沢市、尾張旭市、岩倉市、 豊明市、日進市、清須市、 北名古屋市、長久手市、 東郷町、豊山町、大口町、 扶桑町	〒460-8512 名古屋市中区三の丸 2-6-1	052-961-7254 ・7255 (ダイヤルイン)
海部県民事務所 環境保全課	津島市、愛西市、弥富市、 あま市、大治町、蟹江町、 飛島村	〒496-8531 津島市西柳原町 1-14	0567-24-2131 (ダイヤルイン)
知多県民事務所 環境保全課	半田市、常滑市、東海市、 大府市、知多市、阿久比町、 東浦町、武豊町	〒475-8501 半田市出口町1-36	0569-21-8111 (代)
西三河県民事務所 環境保全課	岡崎市、碧南市、刈谷市、 安城市、西尾市、知立市、 高浜市、幸田町	〒444-8551 岡崎市明大寺本町 1-4	0564-27-2875 ・2876 (ダイヤルイン)
西三河県民事務所 (豊田庁舎) 豊田加茂環境保全課	豊田市、みよし市	〒471-8503 豊田市元城町4-45	0565-32-7494 (ダイヤルイン)

（所管市町村は、自動車NOx・PM法の対策地域に指定されている市町村ですが、稻沢市のうち旧祖父江町、愛西市のうち旧立田村及び八開村、岡崎市のうち旧額田町、西尾市のうち旧一色町、吉良町及び幡豆町、豊田市のうち旧藤岡町、小原村、足助町、旭町、下山村及び稻武町、豊川市のうち旧一宮町については、合併後も対策地域には該当しません。）